

防衛省職員（技術系（係長級））募集案内

航空自衛隊では、次のとおり防衛省職員（技術系（係長級））を募集しています。

受付期間
令和6年12月23日（月）～令和7年1月24日（金） ※必着 土曜日、日曜日、祝日を除く。（午前9時から午後5時まで）

1 受験資格

- (1) 民間企業、官公庁、国際機関等における正社員・正職員又はそれに準ずる職務経験が、採用日時時点で大卒の場合通算9年以上、高卒の場合通算13年以上となる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、この試験を受験できません。
 - ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることができなくなるまでの者
 - イ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - ④ 自衛隊法第44条の6（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）に該当する者（この選考採用による官職では、令和7年度中に62歳に達する者）

2 求める人材のイメージ

※ 以下のいずれかに該当していなければならない、というものではありません。

- ・ 航空自衛隊の技術系職員として業務に携わる熱意や意欲を有する者
- ・ 国家公務員（防衛省職員）としての自覚をもって行動できる者
- ・ 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことができる者
- ・ 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- ・ 採用後の職務経験や研修を通じ、知識や能力の向上が見込まれる者

3 勤務先、採用予定数、職務内容等

勤務先（※1）	採用予定数	職務内容（※2）
以下の航空自衛隊の基地のいずれか ・ 市ヶ谷基地（東京都新宿区） ・ 十条基地（東京都北区） ・ 府中基地（東京都府中市） ・ 入間基地（埼玉県狭山市）	5名程度	・ 各種装備品の契約における技術仕様書の作成、技術審査等 ・ 各種装備品を構成する物品の必要量の算定、保管業務並びに物品の契約・監督検査業務等

※1 採用された勤務先での勤務の後、当人の能力拡大（キャリアアップ）のために、組織要請により転居を伴う転勤を命ぜられる場合があります。

※2 当人の能力・適性等に応じて、より専門性の高い職務（宇宙・サイバー・電磁波等の新領域や新規装備品に関する職務等）に従事する場合があります。

4 試験種目、試験内容等

試験区分	試験種目	試験内容
第1次試験	書類選考	受験申込書類による経歴評定
第2次試験	小論文試験	職務経験等に関する記述式試験（A4用紙1、2枚程度）
	口述試験	人柄、対人能力等についての個別面接（1人20分程度）
	身体検査	一般的内科系検査（胸部エックス線撮影を含む）

※ 本試験は、安全保障に関する知識を問う試験ではありません。

5 第2次試験地及び試験日

試験地	試験地所在地	試験日
航空自衛隊 市ヶ谷基地	東京都新宿区市谷本村町5番1号	令和7年2月5日（水） （予定） ※詳細は別途通知します。

6 受験手続

(1) 提出書類

① 防衛省職員（技術系）選考採用試験 受験申込書×1

必要事項を記入し、写真（申込前6か月以内撮影、脱帽、正面向き、上半身のもので、本人と確認できるもの。）を貼ってください。

※ 定型用紙を航空中央業務隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/asdf/ichigaya>) 内、「採用情報」欄からダウンロードして送付してください。
なお、応募の場合は事前に申込書類送付先まで電話でご連絡ください。

② 受験票用写真×1

受験申込書に貼ったものと同じものを同封してください。

(2) 申込書類送付先

申込書類送付先	電話番号
〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5番1号 航空中央業務隊 総務科人事班	03-3268-3111 (内線67005)

※ 電話でのご連絡、お問い合わせは平日の午前9時から午後5時までの間のみ受け付けます。

7 合格発表

試験区分	発表日	発表方法
第1次試験	令和7年1月下旬	受験者全員に、書面にて通知（郵送）いたします。
第2次試験	令和7年2月下旬	

8 採用予定日

令和7年3月以降（採用予定者の事情を考慮しますので、ご相談ください。）

9 個人情報管理について

提出して頂いた書類については、本採用試験に関する業務及び初任給の算定に関する業務に使用します。

受験申込書は、採用試験終了後、一定期間保管後に破棄するものとし、返却いたしません。

10 給与及び諸手当

(1) 給与

採用時の給与は、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）」に基づき、各人のこれまでの経歴等に応じて支給されます。

【参考】

大学卒業後9年の職務経験を有する者が市ヶ谷基地に採用された場合は、行政職（一）3級1号俸（俸給月額289,080円（地域手当含む。））となります。

※令和6年4月1日現在の金額例です。

(2) 諸手当

法令等に基づき、以下の諸手当が支給されます。

- ・住居手当 : 最高28,000円
- ・扶養手当 : 配偶者月額6,500円、子月額10,000円等
- ・通勤手当 : 1か月あたり最高55,000円
- ・その他の手当 : 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）、超過勤務手当等

11 勤務時間、休暇、福利厚生等

(1) 勤務時間等

午前8時15分から午後5時（休憩1時間を含む。）の1日7時間45分勤務を基本とし、原則として土・日曜日及び祝日等は休みの週休2日制です。

(2) 休暇

年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、1年目は年15日）のほか、特別休暇（夏季、年末年始、結婚、出産、忌引等）や病気休暇、介護休暇等があります。また、年次休暇の残日数は20日を限度として翌年に繰り越されます。

(3) 福利厚生

防衛省共済組合の組合員として、宿泊及びレジャー施設の利用を始め各種支援が受けられるなど、充実しています。

(4) 健康管理

職場には医療施設も設けてあり、十分な配慮がなされています。